

議長

次、日程の第8、陳情第4号、嘉数後原にある河川のせき止め撤去については、3月19日の本会議にあきまして、総務常任委員会に審査を付託してありましたが、一応審査が終了いたしましたして、報告書が参っております。暫くの間、休憩をいたしましたして、本報告書を議事係長をして朗読をさせます。

議長

総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長

ご報告申し上げます。本陳情につきましては、委員会の審査の過程において、現地調査並びに陳情者の出席を求めまして、色々と調査を行なってきた訳でございます。その結果、結論を申し上げます。相手側である那覇市、他市町村に営造物を設置する場合は当然その地元の承諾並びに承認があるべきでありますけれども、該営造物につきましては、過去にそうだったような承諾を与えた形跡がたゞ訳でございまして、当然これは撤去すべきであるという結論に達した訳でございまして、尚当局にも同じ内容の陳情書が参っております。

して、当局としては既に11月早く那覇市に対して、撤去方の要請をして11月ようでありましたが、またその回答文が来てた11月というふうなことで、もっと積極的に当然、抗議もあわせてやるべきじゃな11月かというふうな強い意見を当局にも示して参った次第でござります。こう言ったような問題があるために地域の開発並みに関係住民が大変迷惑をこうもっているという事実を我々がみまして、そして議会も立ち上げてこの問題に対処すべきであるというふうな考え方に達した訳でござります。従ってしてこの問題は、早目に意思を決定し、且つ又、行動をおこすべきであるというふうな考え方に立ち上る11月訳でござります。尚詳しく面につきましては、ご質疑にお答えした11月と思11月ます。

議長

本陳情に対する質疑を許します。

19番

この委員会の決定には、賛成するものでありますが、この場合にです、委員会としては、那覇市との契約書で可ぬ、前の或いはその那覇市当局まで行って、審査、そういう事情なんかもお聞きになりましたか。

総務常任委員長

契約書については、これはたしかに
あります。尚那覇市の営造物でござりますので、
那覇市に行って直接事情を聴取したり
調査はしてありません。ただ当局を通じて
聞いた範囲内では、当局において
文書で那覇市当局に撤去方の要請を
してあるようであります。そしてその回答
文が来たか、議会にも報告してある
ということになっております。

19番

もう1突あのせき止めはですね、
私の聞くところによりますと1952年に
宜野湾市には計画もなく造られたん
だ、というふうなあれを聞いておりますが、
その当りは委員会としては、打ち合わせな
されておりますか。

総務常任委員長

おっしゃるように我々も大体陳情
者並かに当局から聞いた範囲内では
連絡なしにその時期に設置された
ということだけは聞いております。その外
のもっと適格な時期については、まだ
扱っておりません。

17番

はい、よろしいです。

議長

外に質疑も尽きたようでありますので、
質疑を終結したと思っておりますが、ご異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、質疑を終り
委員長の報告も終わります。

議長

本陳情に対する討論を求めます。

議長

討論を省略させていただいたと思
いますか、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ございませんので、討論を
省略いたしました。表決に付します。

議長

陳情第2号、嘉敷後原にある河川の
せき止め撤去についてを表決に付します。

議長

採択することに異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、採択することに決定をいたしました。

議長

進行いたします。次、日程の第9、認定第3号、1970年度宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計歳入歳出決算認定については、3月19日の本会議において、建設常任委員会に審査を付託しておりましたか、審査を終了いたしました。報告書も参っており、暫くの間休憩いたします。本報告書を議事係長に読み上げさせます。

議長

暫く休憩いたします。(午後2時25分)
再開いたします。(午後2時28分)

議長

本陳情に対する建設常任委員会の報告を求めます。

建設常任委員会

認定第3号、1970年度宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計歳入歳出決算認定についてを報告申し上げます。本第二地区は5ヶ年にわたる継続事業でございますが、ここに事業を一段落つきまして、決算として提出されておりますがその内容について妥当であるという委員会においては意見が全会一致によりまして、認定すべきものと決定しております。尚詳細につきましては質疑にお答えしたいと思っております。以上。

議長

本案に対する質疑を許します。

議長

他に質疑もたなうでありますので質疑を終りたいと思っておりますがご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、質疑を終り併せて委員長の報告も終了します。

議長

本認定に対する討論を求めます。

議長

討論も省略をいたしましたと思えますが、ご異議ございませんか。

議長

ご異議ありませんので、討論を省略いたしましたして、表決に付します。

議長

認定第3号、1970年度宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計歳入歳出決算認定についてを表決に付します。

議長

認定することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんので、認定することに決定をいたしました。

議長

次は日程の第10、陳情第3号大雨による災害の早期復旧に関する陳情につきまして、3月19日の本会議において建設常任委員会に審査を付託してあります。

たが、審査が終結いたしましたして、報告書が
参っております。本報告書を議事係長をして
朗読をさせます。その間休憩をいたします。

議長

暫く休憩いたします。(午後2時30分)
再開いたします。(午後2時31分)

議長

建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長

陳情第3号、大雨による災害の早期復
旧に関する陳情についてを報告申し上げます。
本陳情の調査にあきまれば、現場
調査をなし、そして陳情の方々を呼んで、
現場においてその実状を調査し、又当
局がその助役、都市課長の出席を求めて説
明を聴取した次第でございます。
本陳情に対しましては、報告書にもござい
ますか、不採択すべきものと決定してご
ざいます。これは陳情の内容が、現在の
建物を使用不能にして、二階を増築し
くれという内容でござりましたので、し
かしながし市当局はこの浸水がしな
ようむと努力して配慮すべきであると
いう理由でござります。以上理由を申
し上げまして、ご質疑にお答えしたと

思ります。

議長

本陳情に対する質疑を許します。

議長

別に質疑もないうでありますので
質疑を終りたいと思えますか。ご異議ご
ざりませんか。

議長

ご異議ありませんので質疑を終
り併せて委員長の報告を終ります。

議長

本陳情に対する討論を省略した
いと思えますか。ご異議ござりませんか。

議長

ご異議ござりませんので討論を
省略いたします。表決に付します。

議長

陳情第3号、大雨による災害の早期
復旧に関する陳情について表決に付し
ます。

議長

不採択とあることにご異議ござり

ませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ございませんので、不採択と
することに決定をいたしました。

議長

次日程の第11議案第3号、1971年
度宜野湾市巻魚研究センター特別会計追
加更正予算につきましては、3月19日の本会
議にあきまして、経済民生教育常任委員会
の方に審査を付託してありましたが、審査
が終結いたしました。報告書が参ってあり
ます。暫く休憩をいたします。本報告書
を議事係員に朗読をさせます。

議長

暫く休憩いたします。(午後2時34分)
再開いたします。(午後2時35分)

議長

経済民生教育常任委員長の報告を求め
ます。

経済民生教育常任委員会

経済民生教育常任委員会の本案件に
対する審査の経過を、ご報告申し上げます。

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 379_1e

卷八進加平
類報
重印

100-10

本案件は先きの12月にも追加更正がござり
まして、又、この度も追加更正が出てある
訳でありますか。予算の範囲内での歳入
の範囲内での操作でござりまして、事業
を初めの年度でござりまして、相当のそこ
には事業上の執行上の内題もござりまし
て、更正を出してあるようであります。
特に今度の場合なんか、去った12月に更
正予算として#3,000-の減の更正を出し
まして、非常にへ慣性かたじょうに我
々としては当局に対して、あかかじめ
計画があるような、計画当初かか
るように申し伝えてありますか。特に今度
の場合にはははじめの養鰻事業でござり
まして、色々内容を検討したとこで適
正であるというように原案通り可決す
るものと決定したのであります。以上審
査のご報告を申し上げまして、質疑にお
答えしたかと思っております。

議長

本案に対する質疑を許します。

1番

予算書の1ページの歳出の1款2項
1目1節報酬の註明の欄にあります。
嘱託費の日額報酬について委員等
にご註明を願います。日額報酬が#1,
010.-減額になってあります。これは

当初予算 嘱託日額の10分の25日の8ヶ月で#1,250-の予算措置でございましたが、この度約半額の減になっておりますが、これについて受託者の富浜氏との嘱託の契約か又は協約かどうなっておりますか。又その内容についてご説明をお願いいたします。又、去年11月より3月末までの勤務状態かどうなっておりますか。資料がございましたらご答弁をお願いいたします。と思っております。以上です。

経済民生教育常任委員会

初めは富浜さんですか、この方は技術者かという訳で初めがしっかりと養蠶事業を見てもらうという面では予算は組まれたようではあります。しかし新野さんかおいでなるとか、一応そういうあんまり技術的側面は精通してあられるという方が大きなおれでありまして、ここの必要な場合、例えばL.C. 決裁とか、L.C. その送金の問題とかそういう場合とか、今用事のあるときしか、ここのおれを総算してやってあられると、そこにおいてこの方は現在までに24日勤務してあるようでございます。以上、

1番。

1番の質問に対しては、十分なるお答えは受けられません。加、富

氏との契約か協約かその内容がおりまし
たかご説明願います。

経済民生教育常任委員長

その裏につきましては、契約内容を十分あ
れしてなうことですか、詳しいことは当
局から説明させていただきます。

農林課長

お答えいたします。嘱託にしておりまし
て、この必要に応じて出勤する場合には
対して日額を給するようまうにしており
ます。別に契約とかそういうのはやっておりません。

1着

もう一度お願いいたします。

農林課長

嘱託をしておりますので、その時々の必
要に応じて時給を出しする場合には、対して
日当を支給しております。

1着

つけ加えて簡明いたします。これは当初
予算計上の段階では、今先を私が申し上げ
た通り、月25日の89月分予算計上して議
会で可決になっております。当時と現在
には、その半額しか見込まれておりませ
んか。どういうことで、半額しか当初に

予定より半額しか見込まれておりませんが
必要かたという想定でござりますか。

農林課長

11月から2月末までにゆづりの日数
しか出勤してありますので。

1番

それが28日でござりますか。

農林課長

はい、それでそれだけの労力とそれ
から今後の状況も勘案して予算減にして
あります。

1番

はい、終わります。

11番

次のページ、諾き当の中でシラス採
捕調査時間外 費300,-とになっておりますか。
これはどういうことですか。

経済民生教育常任委員長

これは一応 役所の新野さむを中心
にしまして、沖縄の国頭あたりの河川周辺
でのシラスを採捕するために一応時間
外を当てまして、夜しかこの仕事はあり
ませぬので。そういう面のあついで、一応300-

組んであるそうでありませう。

11番。

これは既にその調査活動に入っておりますか。

経済民生常任委員長

2〜3回行ってあるようでありまして、
2〜50匹はよって来てあるというふうなことでありまして、また話し聞きますと金武の
近くの河川でシラスが2〜30キロ位死
んでおったというふうな情報もあつたという
ことで相当沖縄の近海にもあつたという
かというふうな予想をしてあるそうでありませう。

11番。

その2〜50匹はどこかの地域から採捕
しましたか。

経済民生常任委員長

金武の近くの河川で死んでおつた。金武
と宜野座の中間位です。

11番。

それはシラスの場合は既にしか調査
できないうか。

経済民生教育常任委員長

晩です。時に暗みかそうです。月夜
じやなくて、暗夜の潮が満ち潮のとき。

11番。

それ以上の管理時間手当というの
は、この管理というの、どういう管理
ですか。監視という意味ですか、それ
とも管理という意味ですか。

経済民生教育常任委員長

管理です。

11番。

この字ですか。

農林課長

これは管理の向違ひであります。

11番。

管理、あと1英かけ委員長に伺
います。センターの所長は誰がや
っておりますか。

経済民生教育常任委員長

所長というの、農林課長が兼任
してあります。

11番。

この事業は、これはあくまでか
営利を

迫る事業であります。従って諸経費は当然その中に入れなくてはなりません。所長はこの事業に携わる時間、それかそれに要する報酬、経費、それは「くさ」にたりますか。この面につきましては、前かこれにある程度入れなくてはならないように、私は主張して参った訳でありますか。それに入れられたい理由が何処にあるか、その辺についてご説明願います。

経済民生教育常任委員長

今の管理時間外手当の方は、この向うの管理者が養護センターの管理者か、夜中にえさづけをするので、その手当でありまして、課長の時間外手当はその中の「くさ」という明細についてはまだ調査してありません。これは当局の方から答弁させるようにいたします。

川希

市長にあつては、課長は所長を兼務してあります。当然、それ以外の余りの事業をやっておりますので、所長としての職務をどうしてもこのセンターの仕事をやさなければならぬはずであります。そうしますとセンターに要する所長の経費は当然その予算にくり入れるべきかというふうに見える訳でありますか。組み入れられたい理由どこにありますか。

市長

お答えいたします。巻鰻研究センターも第一次産業の一つでございますので、できれば農林課とこの農水産課というふうにつくれば、よりよくなるんじゃないかと思っております。別に特別に所長ということは考えておりません。

11番

所長の考えがなくてこれは利益を生かす事業であります。従って諸経費は全部、この中に組み入れて精算をすべきであるというふうに私は前から主張してきた訳でありますか。その中の課長がそれにタッチする仕事の分量はどの辺か解りませんが、これに要した作業量の部分については、当然この中に組み入れるべきじゃないかということになります。

助役

この間につきましては、私の方からお答え申し上げます。確かにあつしやる実の一利はありますけれども役所の職員の勤務は農林課長の場合には、農林、水産、林業すべてを管轄する職でありますために特にこの巻鰻センターに従事する給与をいかにというふうにして査定することは、實際上難しい問題であります。仮にこれを査定した

場合に金額は出せまじとしまして、給与の支給という面から考えた場合に農林課長1人の給与を一般会計からいしく、それがこの養鱈研究センター特別会計からいしくという支給方法は実際上とれが1課であります。そういうことで事務的に不可能な点がござりますので、給与については、特にそれに専従するものだけをこの特別会計には計上いたしてあります。それと農林課長のようにあつち分野農林関係を見るものについては、これには分割しては計上しては1課であります。理由は事務上不可能であるという点であります。

8番

1点だけ確めてあきた1と思1ます。この案件が上程された場合にシラスが半分値で入ったというふうなあれで、どなたかが1更正すべきではな1かという質問に対して、農林課長は沖縄近海からい1とれまものを買うからそのま1あ1てあま1た1という答弁でござりましたか。その点について委員会としては、ご質問がございましたか。

経済民生教育常任委員会

審議の対象になっておりますか。結局これは養鱈研究センター特別会計でござ1りまして、独立採算性でござ1ります。一般会計とは違1りまして、そういう余剰が出た場

合に予算執行をしただけならば、いかにいかにという
問題もなく、そういう余る分には、
結局、不用額として次の決算の時点で
ふたつあるので、敢えて必要でなかった
更正の必要はないかというふう
な見解でこの案にあきましても、問題が
ありまして特にシラスのその時点でシラス
の採捕調査をやつてあるので、それか
とれたら買上げようというふうな発言
もありましたか、実際上とれるかどうか、
その案には解りませぬですか、課長
の答弁によりますと、その買上げを
なすという事だ、たんであるか、しかしこの
案には、市の職員か、と、市旅費
を使って、その手当を使って、市の職員か
と、という問題については、この買上げと
いうことは今調査の段階で買上げと
いうことは、考へないか、しかしこれは
沢山あると、それを技術的に教へて、
或いは地域の方々が上げることか、でき
ないこれは買上げなけりや、かた
というふうな見解を持ってあるようでありませぬ、
技術も教へまして、宮野湾市の住民の方が
よく技術的にもよくマスターして、そして
どんどんそういうのを上げまくるよう
であらば買上げの対象にしてやると、

8番

これは6月までの分でございますか、

経済民生教育常任委員長

そうでございます。

8番

また、そういふ講習とか、そういふもの
自行なわけで、なにより、おかしな沖縄
近海かいとれるというシラスを持ってくれば、
買上げますんだと、予算はありますから、
その辺を一番心配しております。

経済民生教育常任委員長

今、職員が調査の段階で、今、あつた
こと、少しづつよると、しかし、これは、
果して採算性がとれて、市民がそれに
シラス採捕の権利獲得のために、或
は、そういふ面でも、一生懸命やるという時
刻においては、買上げして、一括して養鯉
業者の方に買上げて、払下げるとか、
そういう処置か、とれるというところでありまし
て、直ちに予算があるから全部執行する
という事ではないと思っております。

8番

農林課長に今の答弁をお願い致し
ます。わかちの貴方の課長の見解としてでき
ね、わかちのわかちが、沖縄近海で、
これは、短期的にもあれだし、採捕という
ことはあきらかなと思っております。

わす"がす"う個人的に持って来たものまで、
買"上げ"ますと"いう考え方が"あるか。今でも
変わ"って"お"い"れ"た"か"で"ある"ね。それ"だけ"お"答"え
願"います。予"算"は"結局"は"単"合"値"で"仕"入"れ
て"あり"ます"か"し"買"え"ま"よ"う"に"な"っ"て"あり"ます"か
で"ある"ね。この"予"算"の"消"化"に"つ"い"て"は。

農林課長

この"予"算"の"消"化"に"つ"い"て"は、委員"長"さん"が
お"話"し"か"ら"り"ま"し"た"通"り"講"習"会"し"て、
その"講"習"会"に"基"く"採"捕"量"に"対"し"て"は、
買"上"げ"る"づ"き"と"い"う"こ"と"で"あり"ます。
それ"が"い"ま"う"一"つ"は、この"予"算"の"場"合"は"特
別"会"計"で"あり"ます"ので、この"金"額"を"動"か"し
ま"す"と、歳"入"歳"出"と"も"両"方"と"も"動"か"さ"な"け
れ"ば"い"い"と"い"う"こ"と"で、ど"こ"に"か"け"そ
の"ま"ま"に"し"て"お"い"て"あ"る"程"度"沖"縄"か"し
と"い"う"分"に"対"し"て"は、購"入"す"づ"き"で"あ"っ"て、
残"り"は"そ"の"ま"ま"予"算"は"あ"ま"た"い"と"い"う"考
え"方"で"あり"ます。

8番

個人的に持って来て、買"い"れ"る"款"が"あ
る"か。

農林課長

その"捕"取"は"沖"縄"で"と"れ"た"か"ら"の"で"あ
る"か"で"あ"る"ね、あ"る"程"度"を"い"う"方"法"を"取"り
た"い"と、...それ"が"い"ま"う"一"つ"は、た"だ"個"人"的"に

ということでは、100匹、200匹もってこられて、
それだけ購入したさうということでは、それ
だけの養殖に対して、非常に支障が出て
来ますので、ある程度、1kg位はとまさん
と内題いやらかと思っております。1kg
位はたか買うとさう考へ方を持っております。

議長

外に質疑も尽きておりますので、質疑
を終りたと思えますか、ご異議ござい
ませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、質疑を終り
併せて委員長の報告も終わります。

議長

本業に対する討論を求めます。

議長

討論を省略を「たした」と思いま
すか、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

ご異議ありませんので、討論を省

答にたしまして表決に付します。

議長

議案第3号、1971年度宜野湾市巻鰻
研究センター特別会計追加更正予算に
つてを表決に付します。

議長

原案の通り可決することに異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長

異議ありませんので、原案の通り
可決することに決定をいたしました。

議長

暫く休憩いたします。(午後3時一分)

11 翁

此の通り也、おのやるとは、償還金額が
とらにわらうが、或は又、膨大の償還金に
或は利息金にわらうても、或は打も一般
財源がらしが償還財源には充てられぬと
う考へるべきか。

助 敏

はい。これは現由として、この~~も~~が
が考へられたい。それ、何年かして
この方では、この方が、一般財
源でも、これは償還の財源で、この
多額の税金でも、これは償還に充て
考へるべきか。此れが、上水道と一
緒にした場合、上水道の利益でも、これ
は償還の財源では、結局水道料でも
この償還の財源では、この方が、
水道料金は、市民が100%で、給水して
おらば、これは公平と考へるべきか、
これも、仮に一部の人の上水道を利
用して、おらば、これは一部の人
の負担で、償還に充てられ、税
も市民全体が、これは負担の
考へるべきか、この方が、公平
と考へるべきか。

11 翁

佐野清和現狀より、おの水道事業の

劣る方への貸付は、今後債権を新設するに
 おいて現在の方弁償が直接弁償で、弁償に
 付して利益を貸付るものにして、これに
 将来にわたる弁償が済むまでの利息を
 貸付るものにして、これを新債権とするのは
 前記のとおり長期にわたるものと同一で
 債権がこれを利用するものとして同一期
 間にわたる債権を今より劣る方に立
 ちかたせしめ、これは多数を認められる
 ことである。このように認めると劣る方は、一時的に
 新債権とするものの劣る方は、むしろ今後の
 借入の利息を貸付る者が負担するに
 劣る方に立つて一考するべきである。

11 着

この方の立場でいふならば、これは逆
 証である。例として常村村能をあげて
 この部落に下水道施設をいれよう
 といふので、一般家庭の利用度としてはこれ
 は非常に低いといふことが、特に
 この下水道施設を建設が議決した場合に
 下水道から非常に弁償が歓迎をうけて
 いても地域に与えるこの下水道施設は歡
 迎である地域が、むしろ少ないといふこと
 になる。このようにいふ方は、申
 すが、このように一般施設をいれたい
 の一般家庭といふので、これ以上の負担が
 相負するべきである。

即 決

我々がこれに直接に下水道事業という
 のは、その現に言われていたところの公害の除
 去の面が一番大きな目的である訳である
 可。今のところ衛生施設では住みか所衛
 生に必要とされていると、一番最大の公害
 といえるが、現在最低限の生活を維持す
 るために最も最小限に整備しおければ、中
 程の所の施設として下水道は所考に
 ている訳である。それからこの公害を除去
 するに際して、今現在市用最も力をいれ
 べきところを考へて事業を始める所
 であるが、今のところには負担の問題に
 対して、下水道の施設をいかに水道の
 利益に与へるかをよくよく考へて補
 償に充てる所を考へなければ、これは市
 の全体が負担するところの税に
 する方が公平であるというように考へ
 ている。

川 答

じや、それと一応お伺いしたい。今
 年の事業計画で、今年一回の計
 画は、これは済ませたい。

即 決

はい、これは毎年計画は、計
 画は、これは済ませたい。

11 巻

〜15号. 巻料. 有りれはあて又知
りたてられおせし。決上る。

議 条

外に覽料もか〜57にありあて. 覽料を
打切り有〜4号. 御果議 5号〜3号.

(果議 4と5号)

議 条

御果議が有りあて. 覽料を打切り
し〜1号.

本巻に到る新編を本ウチ.
新編も有略せ〜1号. 御果議
5号〜3号.

(果議 4と5号)

議 条

御果議が有りあて. 新編も有略〜
1号. 1号. 巻料に新ウチ.

議 条 5号. 新編 (下木巻) 5号〜3
号. 1号. 1号. 1号.

本巻の通り可決するは御果議 5号
〜3号.

(果議 4と5号)

議 長

御是議が利のせいで、従来の通り可決の分には決意をいれたい。

議 員

船に休憩一回あり。(午後3時30分)
再開一回あり。(午後3時51分)

議 長

3月16日の本会議に於て既に継続常任委員会は付託審査を依頼しつた。日積の第13の報告第1号、日積第14の陳情第5号、日積第15の陳情第6号、日積第16の陳情第7号、日積第17の陳情第8号、日積第18の陳情第9号、日積第19の陳情第10号を一括議題としてあり。

本下件の1号については、継続常任委員系列閉会中の継続審査中出書が議題の第1号としてあり。本件出書を議案俵に付託してあり。

議 員

船に休憩一回あり。(午後3時52分)
再開一回あり。(午後3時54分)

議 長

継続常任委員会の委員長宇次郎佐信君系列閉会中の継続審査中出書あり。
本下件の1号については閉会中の継続審査に

議 案
経務常任委員長の報告を求めます。

経務委員長

経務委員長に代りて報告の経過歩
に結果に於て御報告申し上げます。
議案第1号は、経務委員案例の一部を改正
する内容であります。これに付いては、附議
の若干の修正がござりました。尚、又監査事
院の事務向に於ける事務分掌並に重要の
仕申が管轄ありし、これにして従来の兼務、
兼任職能に於ける事やそれ等のことでは
有る事務の成果は上げられし。又監査の業務
の重要の見地がらせられても事務向を設
けしことと必要があらざりしことと認め
らる。これ、委員長に申し述べた時直
に通知したる通りであるに原案を御
承認してござります。これ、一、採案に
御検討していただくことと御報告いた
し御報告いたします。

議 案

本案に於ける質疑を許します。
外の質疑は、御質問の旨、質疑を終
りたことと思ふが、御異議を承りたく
(質疑の旨を述べ)

議 案

御異議を承り、質疑を終ります。

1. 是日の委員長の報告を終了す。
本来に列の討論を求めず。
討論を省略し、これにて用ひ了す。御見
議ごんごせり。
(見議例と呼ぶ)

議 案

御見議ごんごせり。討論を省略し、
右の決議に初りす。
議案第1号 直野湾市電有車条例の一部
を改正する条例に付し、右決議に付し、
原案の通り可決す。此は御見議ごんごせ
り。
(見議例と呼ぶ)

議 案

御見議ごんごせり。原案通り可決す。
此は御見議ごんごせり。

議 案

次は日程の第2。議案第3号 直野湾市職
員定数条例の一部を改正する条例に付し
しては、3月19日の本府議に付し、総務課
に委員等に審査を付託してありしが、審
査が終了し、これにて報告書が提出され、
一先議事係長より本報告を讀み上げら
れ、此の同席にて休会す。
(午後3時45分)

議 長
再開の事。 (午後3時45分)
総務常任委員長の報告を求めた。

総務委員長
議事第1号の決定に伴い、専任職
員を1人増員する内容の改正案があり、
事務局が説明を求め、局長が定員は
明らなるといふことになり、事務局
員1人がこのことになり、局長は
大体、優秀な課長クラスの人材を是非起
用したいといふのが当然の考え方の一つで
ござい、局長がこれ、局長がこれ、
この方針を自然の勢で動かして見よう
でも、先きから局長1人がこれ、
この方針を動かして見よう。従って委員
会の申し立ては、一応この線が妥当であ
らうから、結論は速に決定して委員を認
めたい。一応これに同意したい。

議 長
本委員会の質疑を討つ。
本委員会の質疑も質疑がこれ、
この下、質疑を終結して見ようが、
御稟議を求めたい。
(稟議机の時)

議 長
御稟議ありと申す。質疑を終結し、委員

その報告も終了す。
新編も有略して表決に付したると思ふが。
御異議ござらぬか。
(異議なしと呼ぶ)

議 案
御異議ありませぬので、新編の着目へ
して表決に付しす。
議案第8号 直野湾市職商売条例の一部改正
もその条例について表決に付しす。
原案の通り可決することに御異議ありませぬか。
(異議なしと呼ぶ)

議 案
御異議ありませぬので、原案通り可決する
ことに決まらぬか。

議 案
附して休会に付す。(午後3時45分)
再開に付す。(午後3時45分)

議 案
継続審議中の議案第14号、1971年度直
野湾市土地整理第2地区清算屋
賃割取付不仕出追加費を予算並に
第2号、議案第6号、年債(公有水面埋立
事業)に充てること及び日保第24、議
案第1号、1971年度直野湾市一般会計不仕出

追加修正等、以上の条件を一括して指
定した。以上。
条件の訂正質疑を許す。

議 程

第1休憩のたし。 (午後3時48分)
再開のたし。 (午後3時49分)

19 議 程

一般予算の6款1項1目以下、この依
拠病予防費の423の9節費原の423で
附託の補て煙霧消毒と大煙の423以下、
これと噴霧消毒と大煙の423以下、同じ大煙
の423以下、この差が423以下、この
誤り。

議 程

お話をした。煙霧消毒の場合には
時間を短く設けて、多時間位。
煙霧消毒の場合には、この噴霧消毒
の場合には各時間部を設けて、
この関係で1日の相違が。

19 議 程

これは、この予算と薬品が全然違ふ誤り。
薬品の423以下、煙霧の場合には夜でも
423以下、この場合に薬品は、この薬品
使。

追加修正予算 以上の三案件を一括して上掲
の如し可。
三案件の計が質疑を許し可。

議 程

第1休憩の如し可。(午後3時48分)
再開の如し可。(午後3時49分)

19 議

一般予算の6款1項1目イイホ。この位
染病予防費の如くこの9節貸与の如くで
附託の欄で煙霧消毒と不備が示されイイホ。
これと噴霧消毒と不備が示され。同じと不備
が示され1項の差がイイホの如くイイホの如く
示されイイホ。

原 則 案

お尋ねの如し可。煙霧消毒の場合には
時間や種ごとの如し可。多時間位。
噴霧消毒の場合には、イイホ。噴霧消毒
の場合には長時間が種ごとの如し可。
イイホの関係を1項の相違がイイホ可。

19 議

イイホの如くイイホ。製品が全然違ふがイイホ。
製品イイホ。煙霧の場合には夜でもイイホ
イイホ。この場合に製品はイイホの製品を
使ふがイイホ。

議 事

暫く休憩いたした。(午後3時51分)
再開いたした。(午後3時51分)

11 番

懸案事業七ありありと23の埋立事業がござ
る。実現をせよと云ふことになりまして大変懸
念しておりました。是非一、早目に実現していただ
きたいと思っております。これに関連いたしまして、
この夜間、本市のこの事業に因りて莫大の
損失を被りましておられると云ふことを考
えざるべからず。と申し上げました。前回、
15万坪以上の埋立用地を100万坪で
当局が契約いたした。その契約案件が
議会の意思に反りて破棄された。その
ことをご考慮の場合に、大変遺憾でござ
る。又、今から考へる場合、おそれる当時の100
万坪でござる。その工事がせめて倍返しがか
かるにせよ。おそれる。そのことも十分考へら
れるべからず。特に、当局が支出した
た地料を戻す。その坪単位の掘土に10万
坪も新築に入れた場合、50万坪、万坪が
あります。おそれる。これを基礎にして
15万坪新築した場合、それが倍の工
事量にのぼる。おそれる。その現状を十分
分析した場合、大莫大の損失を被り
ましておられる。おそれる。そのことを得た
べからず。そこで、その問題については特別
議に申しあげたい。違法は、違法がござる。

おで、私としては、非常に責任を感じてこの問題を心配しておりおかげでも、とにがと私が先にお嘴之申し上げた点は、現在私が記憶している点だけ、まあ間違った点も起りうるかもしれませんが、あらかじめ御了承を得まして現在記憶している点について申し上げたいと思っております。管理能力にうたがっては、これは工事のみものの金額が膨大であるという点もありまして、一応業者に委託する案も一応考慮としては考えた場合もありました。次に、先物取引等も考えた場合もありましたが、しかし実際に多額の費用がかかるし、又政府の工務出張所の、建設事務所等の即ちお取り扱い、その中心性はわかって、いかにその方がよいのかを考へておられるか、おれでその当時の為、解部部でそのように見解を述べた部分があり、おれがその意見を述べた問題については、融資の所管は当時の重資もその一筋にこの問題についてはおれがおり、特別当座おれがその問題について、内米を貸付た部分もごらんおれが、おれも、琉球銀行が指定の業者をおれが融資をいれようという明言をおれが記憶してあります。

11 巻
11. 2. 1. 上とありませう。

